

平成30年第2回大衡村議会臨時会会議録 第1号

平成30年 7月10日（火曜日） 午前10時開会

出席議員（12名）

1番 石川 敏	2番 佐藤 貢	3番 早坂 豊弘
4番 佐々木春樹	6番 文屋 裕男	7番 小川 宗寿
9番 高橋 浩之	10番 遠藤 昌一	11番 山路 澄雄
12番 佐々木金彌	13番 小川ひろみ	14番 細川 運一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 斎藤 一郎
教育長 庄子 明宏	総務課長 早坂 勝伸
企画財政課長 佐野 克彦	住民生活課長 早坂紀美江
税務課長 大沼 善昭	健康福祉課長 残間 文広
産業振興課長 斎藤 浩	都市建設課長 後藤 広之
教育学習課長 八巻利栄子	生涯学習担当課長 渡邊 愛
村誌編纂室長 文屋 寛	会計管理者 斎藤 善弘

事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 和泉 文雄

議事日程（第1号）

平成30年 7月10日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第46号 平成29年度奥田大森線改良舗装工事の請負契約の変更について
- 第 4 議案第47号 平成30年度奥田大森線改良舗装工事の請負契約について

第 5 議案第48号 損害賠償の額を定め、和解することについて

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）と同じ

午前10時00分 開会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しますので、これより平成30年第2回大衡村議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、石川 敏君、2番、佐藤貢君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（細川運一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件について、議会運営委員長に委員会の報告を求めます。佐々木春樹委員長、登壇願います。

〔議会運営委員長 佐々木春樹君 登壇〕

議会運営委員長（佐々木春樹君） おはようございます。

本日招集されました平成30年第2回大衡村議会臨時会の運営に関しまして、本日9時30分に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について報告いたします。

本臨時会に付議されました議案は、村長提出案件が3件であります。内訳は、平成29年度奥田大森線改良舗装工事の請負契約の変更について、平成30年度奥田大森線改良舗装工事の請負契約について、損害賠償の額を定め、和解することについてでございます。したがって、本臨時会の会期につきましては本日1日限りとすべきと決定したものであります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

議長（細川運一君） お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

ここで、村長に招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに平成30年第2回大衡村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともにご多用にもかかわらずご出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、ここで招集の挨拶並びに提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、消防の関係でありますが、6月10日に大衡村消防団の消防演習が開催されております。斎藤団長の指揮のもと、規律と統率の図られた演習となりまして、日ごろの訓練の成果が遺憾なく発揮されており、大変心強く感じたところであります。

なお、当時は小雨の降りしきる中、肌寒い中での演習となりましたが、議員の皆様には最後まで参加していただきましたことに感謝を申し上げる次第であります。

次に、交通安全の関係でありますが、6月12日に交通死亡事故ゼロ2年間の達成の宮城県知事の褒状が伝達されております。国道4号と国道457号を抱え、さらには企業立地に伴う交通量が格段に増加している本村ではありますが、交通死亡事故ゼロの日数は、本日で758日となっており、この日数をさらに積み重ねることができますように、大和警察署を初めとした関係機関や交通指導隊など、各種団体の協力を仰ぎながら交通安全活動をさらに推進してまいりたいと、このように考えております。

次に、防災の関係でありますが、6月24日に村主催の総合防災訓練が開催され、黒川消防署や消防団、婦人防火クラブ、災害応急措置協力会などの関係機関や団体の協力をいたしましたながら、道路啓開や初期消火、倒壊家屋などからの救出や県防災ヘリによる孤立被災者の救出など、各種訓練が実施されております。

本年も局所的な大雨や竜巻、地震などが全国で発生し、先週は岡山県、広島県、愛媛県等の西日本で記録的な豪雨に見舞われ、多数の死者・行方不明者が発生しております。

けさの新聞を見ますと、死者が127名、そして行方不明が61名、計188名ということになりますが、そのような大きな災害になったわけであります。亡くなられた方々、そして被災されました方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいと、このように考える次第であります。

本村においても大規模災害がいつ起きてもおかしくないものでありますので、今回の訓練を契機として、防災意識の向上にさらにつなげてまいりたいと、このように考えておる次第であります。

以上、ご報告を申し上げましたが、本臨時会に提案いたしました案件は3件であります。議案第46号は平成29年度奥田大森線改良舗装工事の請負契約を変更するもので、交付金に合わせ事業進捗を図るため、施工延長を延伸するものであります。

議案第47号は平成30年度奥田大森線改良舗装工事に係る請負契約を締結するものであります。

議案第48号は第64回村民体育大会における看板落下事故で負傷された方と損害賠償の額を定め、和解するものであります。

以上、議案3件を提案いたしますので、原案どおりご可決を賜りますようにお願いを申し上げ、招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

なお、本臨時会終了後に、農林業系汚染廃棄物の処理につきましての全員協議会を予定しておりますので、あわせてよろしくお願ひを申し上げる次第であります。

以上、提案理由の説明とご挨拶にかえさせていただきます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

日程第3 議案第46号 平成29年度奥田大森線改良舗装工事の請負契約の変更について

議長（細川運一君） 日程第3、議案第46号、平成29年度奥田大森線改良舗装工事の請負契約の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） おはようございます。

議案書1ページをお願いいたします。

議案第46号、平成29年度奥田大森線改良舗装工事の請負契約の変更について。

平成29年9月29日、一般競争入札に付し、同年10月12日、議会の議決を得、株式会社松川土木と契約施工中の上記工事内容に変更が生じたため、下記のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 契約の金額 変更前 1億5,120万円

変更後 1億6,101万2,880円

平成30年7月10日提出

大衡村長 萩原達雄

当該工事につきまして、6月29日工事請負変更契約の仮契約を締結しております。

今回の変更理由につきましては、工事費の財源となります社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金につきまして、平成29年度の交付金内示額8,745万4,000円に対し、入札執行に伴う請負差金の関係で、交付金に余剰金429万4,000円が生じていることから、この余剰金を活用し、事業の進捗を図るもので、施工延長で50メートルの事業延伸を図るものでございます。

続きまして、議案第46号別紙で工事の変更内容等についてご説明申し上げます。

別紙をごらんください。

施工延長につきましては50メートル延伸し750メートルとなります。これにより、変更後の主な工事内容といたしましては、側溝工として総延長で28メートル増工し529メートル、車道の表層舗装面積で380平方メートル増工し5,630平方メートル、路床置換工として280立方メートル増工し4,050立方メートル、歩道の表層舗装面積で100平方メートル増工し1,310平方メートル、そのほか土工、法面工、管渠工、取付道路工、道路付属物工など、現場精査分と合わせまして、請負金額を981万2,880円増額し、変更後の契約額を1億6,101万2,880円とするものでございます。

また、施工延長を伸ばし増工することから、工期につきましても1カ月延長し、8月31日までとするものでございます。

説明につきましては以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第47号 平成30年度奥田大森線改良舗装工事の請負契約について

議長（細川運一君） 日程第4、議案第47号、平成30年度奥田大森線改良舗装工事の請負契約についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書の2ページをお願いいたします。

議案第47号、平成30年度奥田大森線改良舗装工事の請負契約について。

平成30年6月29日条件付一般競争入札に付した、平成30年度奥田大森線改良舗装工事の請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 契約の目的 平成30年度奥田大森線改良舗装工事

2. 契約の方法 条件付一般競争入札（総合評価落札方式）

3. 契約の金額 9,126万円

4. 契約の相手方 黒川郡大衡村大衡字河原51番地1

株式会社松川土木 代表取締役 松川利守

平成30年7月10日提出

大衡村長 萩原達雄

当該工事につきましては、総合評価落札方式による条件付一般競争入札として6月1日公告し6月29日入札を執行、7月5日工事請負契約の仮契約を締結しております。入札の参加は2者で、落札率は88.8%でございました。

続きまして、議案第47号別紙で工事の概要等についてご説明申し上げます。

工事の施工延長は410メートルになり、今年度で奥田大森線改良舗装事業の全線完成の見込みとなっております。

主な工事内容といたしましては、側溝工として、総延長で381メートル、車道の表層舗装面積で3,150平方メートル、路床置換工として2,220立方メートル、歩道の表層舗装面積で756平方メートル、そのほか土工、法面工、管渠工、取付道路工、道路付属物工など、記載のとおりとなっております。

工事の施工場所につきましては大衡村大森字脇繩地内、工期につきましては議会の議決日の翌日から平成31年3月28日までとなっております。

説明につきましては以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 今、変更契約になったのと、その延長だと思いますので伺いますが、現在でも交通状態が大分多いと。それで、工期が引き続きになるのかどうか、その完成ですね。一番心配されるのは、ずっと今から始められるということであれば、全線を通行どめにしてやるような形になるのかどうかということが1つと、それからもう一つ、ここも写真で見ると電線が両側にあるということで、今回みたいに張りかえ工事なり広げる際に、大変時間がかかるので調整が大丈夫なのかという2つのことをお伺いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず1点目の工事の進め方の部分ですが、平成29年度の工事につきましては8月31日までとなっておりまして、今回の工期までについて表層舗装まで施工を仕上げた上で、完成検査をして進めるような形になります。

その後、平成30年度の工事のほう、議会のほうで承認を受けましたら準備工を進めまして、その後の進め方といたしましては、現在と同じように片側交互通行で片側ずつ規制をしながら、今現在で言いますと200メートル弱の規制を設けまして、片側交互通行をしておりまして、今回の平成30年度工事につきましてはそれより短い規制区間にはなるかなとは思うんですが、その片側交互通行を切りかえながら工事を進めていくというような形に計画をしております。

2点目の電線、両側にありまして、その張りかえの関係につきましては、これから電力、電柱の管理会社のほうと調整を含めまして移転を進めるという形になりますが、事前に、継続的に事業を進めるという形のほうはお話をしておりますので、工事の時期等の調整を図りながら、スムーズな形で進めていきたいなというふうに考えております。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） この間、夜の9時過ぎにも、産業教育のほうの議員たち大多数で向こうのほうに行く用事があったので車で通ったんですが、その際も、夜間の部分についてもライトをつけてやっているという状態だったので、それは今回も続くのかなということでお伺いしたいんですが。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 道路工事の兼ね合いで電柱移転がされるということで、先ほどご質問のとおりだったんですが、夜間工事の部分、その道路工事の規制の兼ね合いと電柱移転の規制の兼ね合いで、どうしても規制がかち合ってしまうというのがありますと、電柱移転のほうを夜間で一部対応したというところがございます。工期の短縮を図るためというところもございまして、平成30年度工事の部分につきましても、そこまではまだ電力会社のほうとの調整はとっておりませんけれども、工期の短縮の部分、あと規制の緩和の部分ですね。どうしても全線通行止めできない関係で、片側交互通行を切りかえながらという形の関係で、同時に電柱の工事と道路工事が進められないという現場条件がありますので、その辺は今後調整をして進めていくような形になります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 本件につきまして、基本的なことをお伺いします。

2者が入札参加ということですが、会社名のご報告をお願いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 入札の参加につきましては、株式会社松川土木、それと我妻建設株式会社でございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 契約の金額が9,126万円ということでございますが、落札業者の金額、入札金額が幾らか。それから、他方、我妻建設の入札金額は幾らであったか、ご報告願います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 消費税抜きの金額になるものでございますけれども、松川土木については8,450万円ちょうどでございます。我妻建設につきましては8,335万7,000円でございます。

議長（細川運一君） よろしいですか。山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） この2者という参加業者、かなり少ないとと思うんですが、大衡村の入札全般的に、辞退、それから1社のみの入札参加とか、そういう非常に異常であると感じられる状況が続いているが、このような2社の入札状況はどのように感じておりますか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） この入札につきましては条件付一般競争入札ということで、いわゆる一般的な公告を行って、村のホームページもしくは村の掲示板等々で公告を行っているということでございますので、いわゆるその条件が合えばどの業者でも入札に参加できるということでございますので、結果的に2社になったというところでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 施工延長が410メートルというふうにふえております。それで、工期の期間が議会の決議後、平成31年3月28日ということで間違いありませんでしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） はい、そのとおりでございます。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 先ほどのもろもろの先輩議員の質問の中で、電柱も移動しなければならないということで、いろいろ工期は複雑かつ、そしてまた時間がかかるというふうに認識させていただいたんですけども、冬期間にもかかるということで、安全対策はどのように考えているのか、その点についてお尋ねします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、平成29年度の工事でもそうだったんですが、現場条件が、議員今ご指摘のとおり、電柱移転の兼ね合いと片側交互通行を切りかえしながらということで、工事の内容自体はそんなに複雑ではないんですが、現場条件が交通量も多いということで、非常に神経を使うような工事の現場となっております。

引き続き、平成30年度工事につきましても、その切りかえをかけながらの工事になりますけれども、これまで切りかえしていた部分で、いろいろ曲線といいますか、カーブ、見通しが悪い部分が平成29年度の分は多かったんですが、平成30年度工事につきましては比較的延長も短いということと見通しもきくという条件がありますので、その辺、ノウハウ的には継続的な工事になりますけれども、なおその切りかえするタイミングですか、切りかえする現場の条件のつくり方の部分を、事故防止等に気をつけながら進めていきたいというふうには考えてございます。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） あそこは通勤道路でもあるし、あるいは帰宅道路のメイン道路になっているということで、先ほどの先輩議員のお話の中にもありましたとおり、交通量がかなり多いと。それから鑑みれば、とにかく冬期間にもかかるし、長期の工事になるということありますから、安全に万全を期していただきたいというふうに思います。最後の答弁を求めます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今のご意見を賜りまして、これまでも気をつけて工事のほうは進めてまいりましたけれども、事故が起きないようになお注意をして工事を進めていきたいと思いますので、ご理解のほうよろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第48号 損害賠償の額を定め、和解することについて

議長（細川運一君） 日程第5、議案第48号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。生涯学習担当課長。

生涯学習担当課長（渡邊 愛君） それでは、ご説明をさせていただきます。議案書は3ページをお開き願います。

議案第48号、損害賠償の額を定め、和解することについて。

損害賠償の額を下記のとおり定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、議案第48号別紙のほうでご説明をさせていただきます。ごらんをいただきたいと思います。

1. 事故の発生状況

平成29年9月3日午前8時35分ごろ、大衡中学校校庭において第64回村民体育大会開催中、入場門に設置していた横看板が風にあおられて落下し、待機していた方に当たりけがを負わせたということにつきまして、損害を賠償し、和解をするものでございます。

2. 被害の状況

相手方：成人男性の方でございます。

けがの状況：頭部打撲、頸椎捻挫等

通院の日数：記載のとおり、公立黒川病院の3日を含め、計6つの医療機関に112日間通院をされております。

示談の内容：村は相手方に対し本件事故に関する一切の損害賠償金として、金105万2,358円を支払う。本件示談の他、村と相手方間には一切の債権債務関係がないことを確認するというものでございます。

3. 損害賠償額

ただいま申し上げました105万2,358円でございます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 大分日数がかかって、やっと示談にこぎつけたわけなんですけれども、この損害賠償額、これはどのような経路でお支払いしたのかお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 生涯学習担当課長。

生涯学習担当課長（渡邊 愛君） 支払いにつきましては、保険金補償の内容をその方にお話をさせていただきまして、了解を得た上で示談書を取り交わしまして、保険会社のほうから銀行振り込みによって支払いをしているものでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 今の質問に関連いたしますけれども、保険会社として医療費分として全額なのか、見舞金とかがあるのかお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 生涯学習担当課長。

生涯学習担当課長（渡邊 愛君） 保険金の支払いの詳細についてご説明をさせていただきます。当然、治療費、本人が通院してかかりました医療費本人負担分につきましては、本人から領収書の写しをいただきまして、金額にして10万1,038円、治療費としてお支払いしております。そのほかに、通院にかかります交通費につきましては、先ほどご説明しました

112日間の通院ということで、自家用車をお使いになっておりますので、1キロあたり15円という計算にさせていただいておりまして、3万320円、お支払いしております。

そのほか、保険請求に係る診断書をとっていたいただいた分につきましては実費負担ということで、5,400円分をお支払いしております。

最後に、感謝料といたしまして、支払い基準1日当たり4,200円という計算になるんですけれども、通院日数、ご説明した内容では112日間ということになりますけれども、重複して、同じ日に複数の医療機関に通院しているというものが3回ほどございましたので、その日については1日と数えるということでございまして、通院日数は109日間というふうにカウントさせていただきまして、その2倍を補償として支払うということでございまして、4,200円掛ける109日掛ける2という計算になってございまして、91万5,600円となりますので、あわせまして今回お示しさせていただきました105万2,358円お支払いしたということでございます。

議長（細川運一君）ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君）異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（細川運一君）以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第2回大衡村議会臨時会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

午前10時33分　閉　会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員